

京都市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成26年5月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都ワークハウス（理事長 西村 清忠）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地

3 事業所の名称

上京ワークハウス

4 事業所の所在地

京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成26年5月1日

7 事業所番号

2630281174

（保健福祉局障害保健福祉推進室）